

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

川西市公平委員会委員長 満 村 和 宏

川西市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年川西市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

機関	職
議会事務局	事務局長、次長、主幹
市長部局	部長、理事、公室長、危機管理監、副部長、参事、副公室長、課長、主幹、こども若者相談センター所長、課長補佐、美化推進課副主幹（現業を担当する者に限る。）、こども若者相談センター所長補佐、秘書課主査及び主事、企画政策課主査、財政課主査、総務課主査（法規審査又は庁内取締りを担当する者に限る。）、職員課主査、主任及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）
会計課	会計管理者、課長、課長補佐
教育委員会事務局	部長、理事、副部長、課長、主幹、課長補佐、教育保育職員課主査（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）
選挙管理委員会事務局	事務局長、主幹
公平委員会	書記長、書記
監査委員事務局	事務局長、主幹
農業委員会事務局	事務局長、副主幹
福祉事務所	所長、副部長、参事、課長、主幹、課長補佐

別表第 2（第 2 条関係）

機関	職
総合センター	所長、所長補佐
消費生活センター	所長
行政センター	所長
アステ市民プラザ	所長
文化財資料館	館長
中央図書館	参事、館長、主幹
公民館	館長、館長補佐
し尿中継所	所長
中央地域包括支援センター	所長
保健センター・予防歯科センター	所長、主幹、技師長
保育所	所長、副所長
中学校給食センター	所長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭
特別支援学校	校長、教頭
幼稚園	園長
幼保連携型認定こども園	園長、園次長、副園長

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。